奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第五十九号

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年七月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第七条第六項」を「第六条の二第三項」に、「国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構」を「独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」に改め、同条第六号中「第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設（主として同法第七条第二項に規定する重症心身障害児を入所させるものに限る。）」に改め、同条第八号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第六条及び第七条中「第一条」を「第四条」に改める。

附　則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。